

認定第 4 号

令和 5 年度八幡浜市簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度八幡浜市簡易水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

